

## 1 長期継続契約の概要

(1)長期継続契約とは

物品の借入れに関する契約及び役務の提供を受ける契約のうち、条例で定めるものについて、債務負担行為を設定しなくても複数年契約を締結できるもの

複数年契約の場合、各年度の予算の範囲内で給付を受けることが条件であり、毎年度、当初予算において必要経費を措置する必要がある。

該当となる契約(例)

(1)リース等長期継続契約

- ア 事務用機器及びソフトウェアの借入れに関する契約
- イ 機械、装置又は器具の借入れに関する契約
- ウ 車両の借入れに関する契約

(2)役務長期契約

- ア 事務用機器及びソフトウェアに係る保守業務、運用業務等の委託に関する契約
- イ 建物及び設備の管理業務の委託に関する契約
- ウ 建物清掃業務の委託に関する契約
- エ 警備業務の委託に関する契約
- オ 給食調理及び配送業務の委託に関する契約
- カ スクールバス等運行業務の委託に関する契約
- キ ごみの収集の委託に関する契約
- ク 受付業務の委託に関する契約
- ケ 医療業務の委託に関する契約
- コ 上記に掲げるもののほか、当該業務が固有の技術を要することにより毎年度ごとに契約の相手を変えることが業務の適正な履行に支障を及ぼすと認められるもの

(芽室町長期継続契約に関する条例施行規則抜粋)

## 2 法的根拠

(1)地方自治法 第二百三十四条の三

普通地方公共団体は、第二百十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

(2)地方自治法施行令 第六十七条の十七

地方自治法第二百三十四条の三に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を

借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

### (3) 芽室町長期継続契約に関する条例

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号に掲げるものとする。

- ア 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたる契約を締結することが一般的であるもの
- イ 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から役務の提供を受ける必要があるため、複数年度にわたる契約を締結することを要するもの
- ウ 前2号に掲げるもののほか、業務の適正な履行のために町長が特に必要と認めるもの

### 3 長期継続契約件数(少額随契に該当しないもの)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数	115件	119件	112件	97件

※令和8年度が減少した理由:地方自治法施行令及び芽室町財務規則の改正

少額随意契約の基準額見直しにより、総務課において処理する件数が減少したものと推測される。